

平成29年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成29年8月27日（日）

【開会】 10時00分

【閉会】 12時23分

【場所】 総合教育センター 第1研修室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

学校教育部長 市川 洋

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

総合教育センター総務室長 渡辺 英一

カリキュラムセンター室長 鈴木 克彦

指導課担当課長 佐藤 俊司

指導課担当課長 岩木 正志

指導課長 森 有作

カリキュラムセンター担当課長 辰口 直美

カリキュラムセンター指導主事 水之江 忠

カリキュラムセンター指導主事 米倉 雅実

指導課担当課長 加藤 るみ子

指導課担当課長 増田 亨

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、10時00分から12時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 132名）

【渡邊教育長】

本日は、8月22日の教育委員会定例会にて、川崎市教育委員会会議規則及び川崎市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴人の定員を180名といたしましたが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、川崎市教育委員会会議規則第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、川崎市教育委員会傍聴人規則によりまして、傍聴する際は、議事に対し批評を加え、または可否の表明や会議の円滑な進行を妨げるような行為は禁止されております。このような行為が見られた場合には、退室していただきますので、御了承いただきます。

また、報道機関より撮影などの申し出がございましたが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条ただし書きの規定により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

はい。では、異議なしとして、そのようにいたします。

それでは、報道機関に限り、ただいまから議事事項に入るまでの間、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条ただし書きの規定によりまして、会議中の撮影などの許可をいたします。

4 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、濱谷委員と前田委員をお願いいたします。

5 議事事項

【渡邊教育長】

それでは、議事に入ります前に、教科用図書の採択までの経過等について確認したいと思いますので、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。それでは、指導課長お願いいたします。

【森指導課長】

よろしくお願いいたします。それでは、はじめに4月25日に御承認いただきました、平成30年度の川崎市使用教科用図書採択方針について、次に審議の経過について、順に簡単に御説明させていただきます。資料をごらんください。

はじめに、平成30年度の川崎市使用教科用図書採択方針についてでございますが、資料の1ページ、2の採択の基本的な考え方、(1)採択の権限でございますが、2行目、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施いたします。

次に、(2)採択する教科用図書でございますが、今年度につきましては、平成30年度に使用する教科用図書を採択いたします。採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科用図書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。

ただし、学校教育法附則第9条の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級におきましては、下段の枠内の※4にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外でも使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものといたします。

次に、(3)教科用図書の調査審議でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとしております。

資料を1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。3教科用図書の調査審議の(5)調査審議の観点でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の5つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

1点目は、学習指導要領の関連。1枚おめくりいただき、4ページ目をごらんください。2点目は、編集の趣旨と工夫、以下、内容、構成・分量・装丁、表記・表現でございます。

次に、4の教科用図書の採択手順でございますが、申し訳ございませんが、7ページをごらんください。こちらのフロー図①は、小・中学校の教科用図書に関する採択手順を示しております。今年度は、小学校の道徳の教科用図書の採択について、当該フロー図のとおり進めてまいりました。なお、高等学校並びに特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、

8ページ及び9ページにフロー図を示してございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

次に、これまでの調査研究、審議の経過について御説明いたします。10ページの採択スケジュールをごらんください。はじめに、4月25日の教育委員会におきまして採択方針、採択に係る諮問、審議会等委員の委嘱等について審議いただきました。

これを受けて5月10日に第1回教科用図書選定審議会、15日に高等学校教科用図書選定調査研究会、16日には小学校（道徳）教科用図書選定調査研究会をそれぞれ開催し、それぞれの研究会において教科用図書の調査研究を進めてきたところでございます。

6月16日から8月9日にかけては、広く市民の皆様には教科用図書をごらんいただくため、総合教育センターなど8会場におきまして教科用図書展示会を開催し、737件の御意見をいただいたところでございます。

7月10日及び25日には、教科用図書選定審議会を開催し、調査研究会からいただいた報告を参考に教科用図書の調査審議を行い、審議結果の取りまとめを行ったところでございます。

以上が、これまでの教科用図書採択に係る経過報告でございます。

一方、教育委員の皆様には、審議会や調査研究会の報告書をはじめ、教科用図書の採択に関する資料を随時提供させていただきました。既に各委員の皆様には、お忙しい中、教科用図書に何度も目を通していただいているところでございます。

本日は、小学校教科用図書（道徳）の採択に始まり、道徳を除く小学校教科用図書、中学校、川崎高等学校附属中学校、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の順で採択をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。ただいま教科用図書採択方針におきまして、採択手順、採択までの経過等につきまして確認したところでございます。この採択手順につきまして御質問、御意見等ございましたら、お願いいたしますが、いかがでしょうか。これについてはよろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、以上のお考えを踏まえた上で、よろしく願いいたします。

それでは、これまでの経過等を踏まえまして、小学校教科用図書（道徳）、小学校教科用図書（道徳を除く）、中学校教科用図書、川崎高等学校附属中学校教科用図書、高等学校教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の順に採択を行うことといたします。

議案第41号 平成30年度使用小学校教科用図書（道徳）の採択について

【渡邊教育長】

それでは、議事に入ります。「議案第41号 平成30年度使用小学校教科用図書（道徳）の採択について」でございます。まず、説明を指導課長にお願いします。

【森指導課長】

それでは、「議案第41号 平成30年度使用小学校教科用図書（道徳）の採択について」、御説明申し上げます。

議案書を1枚おめくりください。今回調査研究の対象となった教科用図書一覧でございます。この中から平成30年度に使用する教科用図書の採択を行うものでございます。

なお、資料といたしまして2種類の資料をお配りしております。資料1は、教科用図書選定審議会が教科用図書の内容を審議し、取りまとめた審議結果⑦でございます。資料2は、調査研究会からの調査研究報告でございます。調査研究報告書⑥は、調査研究会による全ての教科用図書に関する報告書でございます。⑤は、各学校からの報告を取りまとめた報告書でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【渡邊教育長】

ただいま説明いただきましたけれども、この道徳につきましては本年度から新たに教科用図書として採択を行うこととなります。まず、教科用図書の審査の前に本市における道徳の授業に求めるもの、また方向性について、このあたりを理解し、協議してまいりたいと思います。これについて事務局から説明をお願いいたします。

【水之江指導主事】

それでは、本市における道徳の授業に求められるものや方向性につきまして、御説明させていただきます。

はじめに、道徳教育の充実が求められる背景につきまして、社会状況の変化と道徳の時間の2点につきまして御説明いたします。社会的な状況の変化といたしましては、深刻なはじめの本質的な解決に向けての取組、情報通信技術の発展と子どもの生活の変化、子どもを取り巻く地域や家庭の変化、グローバル化の進展、情報通信技術など科学技術の進歩、かつてないスピードでの少子高齢化の進行などがございます。

また、道徳の時間につきましては、量的な課題と質的な課題とがございます。量的な課題につきましては、道徳の時間が他の教科などに比べて軽く扱われ、他の教科の授業などに振り替えられて、道徳の時間が行われていないこともあったのではないかとということが挙げられております。

このことを踏まえまして、道徳の時間を「特別の教科」とすることで、年間35単位時間が確実に確保されるような量的確保をできるようにする必要があると考えられております。

また、質的課題につきましては、道徳の時間の指導方法などが地域や学校、教師によって差が見られることや、指導方法が読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまった授業になりがちであること、文部科学省道徳教育実施状況調査の中で、5、6年生になるほど子ども

たちの道徳の時間に対する受けとめがよくないという状況がありました。

そこで道徳を「特別の教科」にすることで、子どもたちが道徳的価値を理解し、これまで以上に深く考えて、その自覚を深めるという質的転換を図る必要があると考えられました。

このようなことから、道徳教育の充実を図り、現在行われている道徳の授業である道徳の時間を、平成30年度から、「特別の教科 道徳」として実施することとなっております。

次に、現在、一般的に行われている道徳の時間につきまして、御説明いたします。まず授業の入り口の段階では、子どもたちが学習内容を知ったり興味を持ったりすることができるようにします。そのために問題意識を持たせるような発問をしたり、今までの経験を想起するような発問をしたり、教材の補足説明をする発問をしたりします。

次に、中心的な教材を活用し、自分の考えをもとにして話し合い、他者のさまざまな考えを知って、自分の考えを深められるようにします。その際、教材の読み聞かせを行う場合には、紙芝居の形で提示したり、音声や音楽の効果を生かしたりするなどの工夫をして、教材を提示することもあります。話し合いでは、ペアでの対話やグループによる話し合いなど、目的に応じて効果的な話し合いとなるようにしています。書くことにつきましては、子どもたちが考えを深めたり、整理したりする必要があるときに取り入れられるようにしています。また、黒板は児童にとって思考を深める重要な手がかりとなりますので、計画を立てて活用するようにしております。そしてここまでのことを踏まえ、道徳的価値についての考えを深められるようにします。

最後に、ねらいとする道徳的価値について関心を深め、子どもたちが実践の意欲を持てるようにしております。現在、一般的に行われている道徳の時間はこのような進め方になります。

平成30年度から始まる「特別の教科 道徳」は、これまでの登場人物の心情の読み取りに偏った「読む道徳」から「考える道徳」、「議論する道徳」への転換を図るものであると言われております。このような授業をするためには、子どもたちが道徳的価値の理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深められるような授業となるようにする必要があります。

これまで川崎市は、キャリア在り方生き方教育の推進において、「自分をつくる」、「みんな一緒に生きている」、「わたしたちのまち川崎」の3つの視点を通して、よりよい自分、よりよい生き方の追求、個性の伸長、共生・協働の精神の育成、ふるさと川崎への愛着と誇り等を育む教育活動に取り組んでまいりました。

また、人権・共生教育を推進する中で、人権意識の向上や人権感覚の育成を図ってまいりました。これらのことは、道徳の内容にもかかわるものであると考えております。このことを踏まえ、今後の授業の方向性につきましては、次のように考えております。

1つ目は、教材を読み終わった後に問題意識を持ち、考えを深めていくことができるような授業にすることです。そのためには、子どもたちに問題意識を持たせるための手だてが大切になってきます。具体的には、教材が適切であるか、挿し絵は効果的であるかといったことなどがかわってきます。

2つ目は、考え議論する道徳となるように、話し合いにより他者の考えを知り、さまざまな見方や考え方に触れ、自己の考えを深めることができるような授業にすることです。そのためには、話し合いの時間を確保することが大切になってきます。また、話し合いの視点を明確にするために、学習の視点や手引きに当たるところも大切になってきます。

3つ目は、道徳の授業で考えてきたことが、よりよく生きることにつながるような授業にすることです。そのためには、道徳の授業で考えたことを意識して、自分の生活に生かせるようにしていくことが大切になってきます。

あわせて、1年間の道徳の授業を振り返ったときに、子どもたち一人ひとりが自己の成長を実感できるような取組も必要になってくると考えております。

また、これまで以上に家庭との連携は大切になってくると考えます。道徳の授業を家庭で振り返ったり、道徳の授業で学んだことをもとに家庭で取り組んだりできるように保護者と連携して、道徳の授業が学校だけにとどまることなく家庭にも意識していただけるような取組も大切になってくるのではないかと考えます。

本市におきましては、このようなことを踏まえ、平成30年度より、「特別な教科 道徳」に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、道徳の教材は読み物が多いので、国語の授業との違いを問われることがあります。このことを踏まえ、道徳と国語の違い、話し合いの意味での道徳と学級活動の違いについて、御説明いたします。

国語の登場人物の気持ちを考える場合は、本文中のどの記述からそのことがわかるのかを考えます。道徳の場合は、その場面や状況における登場人物の思いを自分とのかかわりで考えます。つまり、このときの登場人物の思いは、子どもたちが今まで経験したことなどをもとに考えたことを、登場人物に自分を投影して、自分の考えを発言していることとなります。国語と道徳では、このような違いがあります。

また、道徳と学級活動はともに話し合いによって授業を進めていますが、それぞれ違いがあります。学級活動は、学級や学校での生活をよりよくするための課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりします。道徳は、中心的な教材を活用して話し合い、道徳的価値についての自己の考えを深めるようにします。学級活動と道徳ではこのような違いがあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

ただいまは、道徳の教科化のねらいまで遡りまして、道徳の現状についてお話をいただきました。また、川崎の教育が何を今、目指そうとしているのか、そのことと道徳教育の関係性についてもお話をいただいたところでございます。

今、改善の中では、これまでの「読む道徳」というキーワードもありましたけれども、登場人物の心情を読み取るという読む道徳から、「考え、議論する道徳」への転換が求められている。このあたりが大変重要だというお話もございました。川崎キャリア在り方生き方教育については、委員の皆さん、よくご存じだと思いますけれども、よりよい自分をつくるとか、よりよい生き方を追求する、こういったあたりとか、共生・協働の精神というあたりがですね、これから私たち、道徳などを通して大事にしていかなければいけない内容だというふうに考えられると思います。

具体的には、今、お話の中で問題意識を持たせることが大切であるとか、他者の考えを知り、さまざまな見方、考え方について、心情や理解を深められるというようなお話がございました。

そのために学習の視点ですとか、手引きのあり方、挿し絵の構成なども重要な要素ではないかというふうなお話でした。

また最後に、道徳と国語、また道徳と学級活動とのねらい、見解の違いについてもお話がありましたので、そのあたりも御理解いただけるといふふうに思います。私も各出版社の教科書をしっかりと見させていただきましたが、各社大変工夫されていて、それぞれ特色を出されているように思います。私たちの採択というのは、教科書の内容を値踏みするようなものではなくて、やはり私たちが川崎の教育、川崎の道徳教育の中でどれを採択することが一番ふさわしいか、そういう視点でこれから採択を考えていくことが大変大事ではないかというふうに思いますので、是非、説明がありましたように、これを踏まえて御審議いただきたいというふうに思います。

今までのところで、何か委員のほうから御質問、御意見等ございますでしょうか。

濱谷委員。

【濱谷委員】

御説明ありがとうございました。その通りかなというふうに思います。道徳の教科書をみるに当たって、道徳が教科になるに当たって、私も少し考えてみたのは、今の世の中が高齢化社会になり、それから少子化、核家族化というような中で、昔はおじいちゃん、おばあちゃん、それから子どもたちもたくさん兄弟がいたりした中で育ってきている。それから近所の人たちとも仲よくして、近所のおじさん、おばさんからも注意されたり怒られたりというような、子どもたちがみんな地域で遊んでいたという時代ではもうなくなってきていますので、一人ひとり大切に育てられているのですけれども、なかなか、その、人間のつながりというか、縦横斜めのような、年代が違う、性別が違う、いろんなお仕事みんなお家によって違うというふうな中で、いろんなことを理解したり、繋がりを持ったりというふうなのが、薄くなっているというのをすごく思います。そんな中で大人になっていってしまう。ですから大人になってから初めて知るような人間関係だったり、つらいことが結構あるんだなど、いろいろ見受けるのでそういう意味で道徳がしっかり入って、どこの教科書を読んでもいろんなお話が中にいっぱいあるのですけれど、一つのお話から一つのことだけではなく、いろんなことを教われるなというふうに思いました。昔のような実体験を子どもにさせようと思っても、もう無理ですので、このお話を読んだときに自分がどう考えたか、自分がどう思ったかをしっかりと、自分なりに考えられたり、言えたり、それから、ほかのお友達がどんなふうにこのことを考えているのかとか、どんなふうに思っているのかという意見をみんな聞いて、ああそういうふうに思う人もいるとか、そんな部分の場面ではそういうふうに考えるんだというふうなことが、わかるいい機会かなというふうに、そういう他の人たちの考えを知るいい機会になるといふふうに、道徳の授業をしっかりと捉えていけたらいいなというふうに思って、見せていただきました。そういう観点から少し、私としては考えて、教科書を見させてもらったということです。

【渡邊教育長】

子どもたちの現状を踏まえて、特に人間関係が希薄化しているのではないかというふうなことです。課題としてお話がありました。道徳の教材の中で自分の考えをしっかりとつとめ、あるいは友達のことを理解しあって、いろんな考えに触れるような機会が道徳の中で展開されると望

ましいのではないかと、そんなふうなお話をいただいたところでございます。そういう意味で見たい、教科書の採択をしていきたいというような御意見だったというふうに思います。ほかの委員の方からも少しそのあたりの、道德の時間の果たす役割ですとか、期待するところ、あとそのためにどういうふうな視点を大事にしていきたいかというところでお話いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、前田委員。

【前田委員】

私は3点ほど道德の授業に期待することをお話ししたいと思います。1点目は、やはり道德の時間が教科化になったねらいの一つに道德の時間が軽視されるような実情があったということが、やはり川崎市においてもあったように感じております。例えば道德の時間割への位置付けについても月曜だとか金曜日の1時間目においてあって、その前に朝会があったり、いろいろな単元や学活があったり、延長するとどうしても45分であれ50分であれ、時間確保が無理になったりというようなことがあったように思います。ですから、そういう道德の時間が軽視されるようなことがないように、今後きちっと時間割をどこに位置づけるかというようなことも考えていただきたい。

それから2点目は、よく以心伝心という言葉が言われてましたけれども、今は以心伝心が難しく、「以言育心」という、言葉でもって心を育てる、そういうような時代になっているんじゃないかと思います。特に道德においては、感謝の気持ちとか、それから他者を思いやる気持ち、言葉ですね、ありがとうとか他者を思いやるような「ふわふわ言葉」ですとか、そういうようなものを道德の授業で言葉を大切に心で育てる、そのような授業を展開していただきたい。

それから3点目は、今回の改定によって道德科の目指す道德性というのが、道德的判断力、道德的心情、道德的实践力と態度に一体化されたわけですが、特に道德科の特質については、学習過程に焦点を当てるということが重要ということが言われています。特に「読む道德」から、「考え議論する道德」へと、本市も向かって授業を改善していただきたいんですが、その中でやはり4点ほど、道德的価値の理解を深める、自己を見つめる、多面的・多角的に考える、自己の生き方についての考えを深める、これら4点を学習過程に位置づけることが道德科の特質として重視されることが必要だというふうに感じております。

以上です。

【渡邊教育長】

繰り返しませんけども、道德を大事にしたいというお話をいただきました。

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎委員】

私、2点ほどお話ししたいと思います。

まずは、川崎の場合は、自主・自立、共生・協働ということを教育の目標としています。川崎が大事にしたいということでございます。特に、共生ですね、いろんな意見の方、いろんな生き方、考え方とか、いろんな立場の方が共に生きていくということが出来る社会、いわゆるダイバ

ーシティ社会を描いているわけです。そのとき、道徳の果たす役割は、私は本音で語れたほうがいいと思うんですね。正解があつて、これを言わなければいけないとか、これを書いておけばいいとかみたいな、ただ教室の中だけの道徳で終わってしまうってことではなくて、やはり本音を語る事ができる。いろんな考えがあつていいと思うんですね。いろんな考えが、この教材を通して出てくる。つまり、多様な考えが出てくるということが最も大事なかと私は思っています。この辺のところをですね教科が、その構成がどうなっているかというところを私は、重視しています。

2点目はですね、やはり、あの今の情報化社会という問題が非常に大きく出てきまして、電車などに乗っていると、皆さんスマホをほとんどやっておりますと、そうしますと、やりたいために、若い方も、優先席に座るわけですね。実際にはいろんな障害を抱えている方とか、年齢の高い方、高齢の方とかですね、お子さんがいる方とかいらっしゃるわけですが、あんまりそこに目配りがきかないんですね。自分の、ネットを使っているスマホの世界に入り込んでしまうと、どうしてもそこに目がいかない。そういうことがすごく多くなってきたような気がします。

改めて我々が自分の世界の中で、他の方とどう生きていくのかということを考えなくてはいけないほど急激な情報化社会に入ってきたと思います。

多分子どもたちも、情報モラルという問題の中で、他とどうやって関わられるのかということが非常に重要な問題としてあります。国の調査を見ても、情報活用能力で最も問題なのは、相手の立場を考えて発信する能力が非常に弱いということがわかっているんですね。

ですから、この辺のところ、相手の立場、相手の状態というのをどれだけ考えていけるのかということも重要な視点かなというふうに思って、私は各教科書を読ませていただきました。

以上です。

【渡邊教育長】

それでは、小原委員いかがでしょうか。

【小原委員】

私の考えているものは、川崎市の教育の中でキャリア在り方生き方教育や、共生*共育プログラムと、そういうものが出てくるんですけども、これに関して考えると、多様性理解というような言葉を思い浮かべますので、他者、子どもたちの考え方が違うことや、自分の考え方がどうであるか、さまざまな考え方があるんだということを理解していただきたいということと、あと、一つの事例に関しても角度を変えて見ていけば違うように見えてくる、そのことも気づいてもらいたいというふうなことを考えています。

そういうふうにして、道徳の教科書から授業になるんですけど、授業を受けた上で最終的には家庭にどういうふうに子どもたちが伝えていけるかというところまでが川崎の道徳にあってほしいというふうな願いがあります。

以上です。

【渡邊教育長】

それでは、中村委員お願いします。

【中村委員】

今、小原委員のほうから多様性に関するお話がありましたけれども、私も本当にそれは大事だと思っているんです。私は大学に勤めておりまして学生を見ておりますと、成績がいい子もいれば、部活動に夢中になるあまり、学業が振るわなくなってしまう子もおり、本当に十人十色なんですけれども、確信を持って言えることは、どの学生にも必ずきらりと光るよさというものがあるんですね。小学生の中にも、例えば国語が苦手な子とか、算数が苦手な子とか、いろいろいらっしやると思うんですけれども、道徳の授業においては、多様性を尊重した話し合いの在り方から、完璧な人はいないけれど、弱さや葛藤なども含めて、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを考えられる授業になっていくと本当にいいのかなと思います。

それは、川崎の教育のあり方として人権、共生教育とか、共生*共育プログラムってことを先ほど指導主事のほうからもお話がありましたけれども、その辺を大切にしていこうということにつながってくるのかなと思います。

また、こういう多様性を尊重する教育をするためには、やはり、あまり方向付けをしないで、いろいろな意見を言い合えるような、教材というものが大事なのかなと思いますし、学んだことを、「今日、こういうことを学んだよ」とか、あるいは「授業でこういうことをほめられた」ということを、家に帰ってですね、保護者の方にお話しできるような、そういう広がりのあるような教科書だといいかないかなと思ひまして、教科書を読ませていただきました。

【渡邊教育長】

今、各委員の皆様から道徳についてのいろんな思いを語っていただきました。

共通する言葉としまして、今の子どもたちの現状からですね、感謝とか思いやり、他者を意識する、他者を配慮するというようなことが大事だろうというお話もありましたし、そのために多様性を尊重した話し合いができるということ。また、その中で一人ひとりが自分が大事にされているんだという気持ちを持てるような、話し合いが大事ではないかというお話だったというふうに思います。

ですから、一つの何か、道徳的な価値を教え込むということではなくて、みんなで議論しながらそれに触れていくような、そういう道徳の授業が展開できると、そのための教科書を探していききたいと、そういうふうな御意見というふうに思いますけど、そんな形でよろしいでしょうか。

それでは、今、皆様がお話しいただいたようなことを、これを踏まえまして、これからそれぞれの教科書を見てまいりたいと思います。

今回、8社、8出版社から、道徳の教科書が出されておりますけれども、各社に共通する教材というものが、7つほどございます。ですので、特徴を理解したりする上ですね、共通するところを少し見ていききたいと思うんです。そんなことでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、まず、1年生、2年生、低学年のものを見てまいりたいと思いますが、一番最初に「かぼちゃのつる」というものが各社あるかと思います。このあたりのところからまず御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

まず、ちょっと教科書ごらんいただき時間をとりましょうか。

<教材確認中>

【渡邊教育長】

御準備の方はよろしいですか。それでは、「かぼちゃのつる」という教材をもとに少しお考えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

<教材閲覧中>

【渡邊教育長】

各社それぞれ特徴がありまして、絵もかなり違いますし、文章のつくり方も特徴があって、長い文章になっているところ、また短くまとめているところなどさまざまあります。また、最後の手引きにあたるようなところ、学習の視点などもそれぞれ工夫されているように見えますけれども、これまでの、お考えなどと照らし合わせて、どのようにごらんになられたでしょうか。

<教材閲覧中>

【渡邊教育長】

はい、濱谷委員お願いします。

【濱谷委員】

絵やら、いろいろ工夫されていて、子どもに興味を引くような感じでは書いてあるんですけども、吹き出しのように漫画のような形で書いている会社もあったりしてるんですね。お話をしっかり読んで皆で考えるっていう形でいくと、私は漫画ではなくてもいいのかなというふうにちょっと思ったりしました。あと、最初のところでわがままをしないように、とかその単元を進める方向みたいなものを書いてあるんですけど、わがままというものを取り上げているのと、自分のことだけというか、自分でできることとか書いてあったり、少しずつとらえ方が会社によって違うなというのを、ちょっと思いました。

1年生ですので、最初にちょっとわかるように説明をして、物語を読んだら子どもたちがそれぞれの気持ちになって、どういうふうにわかったかという形で、きちっと子どもたちにわかるように進めるほうがいいかなというふうにちょっと思いながら、いろんな会社のを見させてもらいました。

【渡邊教育長】

そういう御感想もありましたけれども。
小原委員どうぞ。

【小原委員】

挿絵に関しては私、ちょっと逆で、低学年であれば、少しコマ割りというか、漫画見たいではないですけど、コマ割りがしてあって、登場人物の話が、それぞれ、誰がこれを言っているんだってということがわかるというのは、視覚的にも子どもたちにわかりやすいのではないかというふうに考えています。

あとは、絶対的というわけではないんですけど、設問数が余り多い状態だと、道徳の時間の中でやりきれぬのかどうなのか、そういうのもありますので、設問数もそんなに多くないところも、設問のところでも少しよく見ていきたいなというふうに考えています。

【渡邊教育長】

今、二人の委員から挿絵のつくりであるとか、設問の数などについて御意見があったところで、ほかの委員の皆さん、そういう点ではいかがですか。

中村委員、お願いします。

【中村委員】

設問があまり多いより、内容に基づいて、いろんな方向に考えられるということが道徳の授業では大事なのかなと思います。

それから、考えられるという点では、書かせるものがあまり多いと、書く力、国語力の方が問われてしまい、道徳ではなくなってしまうのではないかということのを少し懸念いたしました。

【渡邊教育長】

書くことについて、今お話いただきました。また、設問数が余り多過ぎてもどうなのかというお話があったわけですが。

前田委員いかがでしょうか。

【前田委員】

各社を見ていると、終わりの、最後の教材の終わり方が、多くは「かぼちゃのつるはぼろぼろぼろ涙をこぼして泣きました」というところで終わっているものが多くて、挿絵にしても、コマの漫画風にしてもですね。でも、ある会社はそうではなくて、その部分を、泣いたというところを切ってしまうたり、まったく「おひさまはあいかわらずぎんぎらぎんぎら照り付けていました」というように終わり方を変えていて、ここは読み終わったあとの余韻が子どもにとってどういう効果を与えるのかなというようなことを1つは感じました。

それから、先ほど中村委員がおっしゃったように、考えようというところが読む道徳から議論する道徳へとといった観点で、中心発問がやはりしっかりとしていないと、従来の読む道徳になってしまうのかなと。登場人物、国語との違いとか、先ほど指導主事からもお話がありましたけれども、余りにも人物の気持ち、表現に沿って問いを考えていくと、国語の授業になってしまう

のかなと、そういうことを感じました。

【渡邊教育長】

設問ですとか、それから終わり方もそれぞれ表記が違うというような話をいただきました。
吉崎委員、いかがでしょうか。

【吉崎委員】

まず、大きな違いはですね。学習ノート、道徳ノートといいますか、別冊資料ですね。あるかないかでだいぶ違うなという印象を私は持ちました。ここに今持っているのは日本文教出版なんですけど、まあ、この別冊学習ノート見ますと、何を書くべきかは、もう発問がありまして、そこに書くように、何行かスペースがあいてるんですね。そうすると、教師としては、本当は別なことを書かせたいかも知れないなと思ったときにはですね、この学習ノート使わなきゃ使わなくてもいいんだろうけれども、使いづらいという点もあるかなと少し気がしました。これ、時間的にどうなんだろうかと。で、ほかのところも学習ノートは見たんですが、書かせる量が多すぎちゃっているかなという気がしました。

それと、あとでちょっと議論しますが、頭の部分が全くみんな違うという。ある会社はですね、最初からですね、節度・節制みたいな、一年生には全然向かないような難しいことが書いてありましてね、タイトルの上に、これもちょっとどうなのかなとも思いましたね、そういうことも感じまして、このこと、頭のところはまたあとで議論しますが、要するに学習ノートの違いが大きいかないかなという気がします。

【渡邊教育長】

教科書に付属してノートをつけている会社がありますので、その取り扱いをどうしようか、どういう意味を持つかというお話だったというふうに思います。

また、学習の入り方についても、このあと少し見ていきたいというお話もありました。

なかなか一つの教材だけでは考察も難しいところだと思いますので、同じく一年生では、「はしのうえのおおかみ」というのが共通する教材でございますので、少し視点を変えて、そちらのほうを見てみたいと思います。

先ほどは「かぼちゃのつる」で挿絵のところ、設問数のこと、また、ノートのこと、学習の主たる発問ですとか、展開の在り方、入り方などについてのお話がありました。同じような視点で見ても構いませんし、また新たに、こういう点で考察を加えたらどうだろうかということで、御意見などいただけるとよろしいと思います。

小原委員、お願いします。

【小原委員】

ノートに関してのところなんですけども、わりと書く、書かせるノートが多いっていうのもあるんですけども、もう一つは、先ほどの「かぼちゃ」のところ、ノートを見て、「はしのうえのおおかみ」と両方ノートを見ているんですけど、会社によっては、幾つかのお話をまとめて一つのところに入れてきているので、何というんでしょう、一つの物語に対しては、ちょっと的が

外れているようなノートの使い方になるかもしれないというのが見受けられるというところです。

【渡邊教育長】

改めて、またノートの内容についてのお話がありました。

同じようにノートがありましても、ある会社が、3社あるかと思えますけど、そのノートのつくりかたはそれぞれ工夫をされているようには思います。

濱谷委員、お願いします。

【濱谷委員】

ノートなんですけれども、結構、1年生のところからたくさん書かなければいけないようなノートが、2社ぐらいあるかなというふうにちょっと思いました。それから、ノートはなくても教科書の中に、ちょっとずつ書き込めるような会社もあったかなというふうに思います。ノートをしっかり作文のように書かなきゃいけないノートがついてると、その時間が終わっちゃって書けなかった場合に、そこは使わなかったの、っていうことになりかねないかなとか、先生方、絶対、書かなきゃいけないっていうふうに進めなきゃいけないのかな、みたいな形になるかなというふうに思うので、あんまりたくさん書かせるのは、ちょっと私は、それこそ国語の時間みたいに、作文をしっかり書かなきゃいけないというふうになっちゃうので、考えをみんなで言ったり、みんなの意見を聞いたり、という方に時間をとったほうがいいのかというふうにちょっと思いました。

【渡邊教育長】

先ほど吉崎委員も同じような趣旨の話をされていて、書くことにあまり重きがあり過ぎても、学習がそこで、展開の仕方がどうなのかっていうような御意見だったというふうに思います。

ほかの委員さん、それに何か。

前田委員。

【前田委員】

私のほうも、道徳ノートのほうで、一年生だとマス目があって、学年が上がると罫線で埋められているわけですけど、一年生にとっても、これだけマス目で書くようなことが多くなると、45分の中で考え議論する授業を進めるということになると、書く時間をどう確保するかとか、書くことが苦手な子に対する負担というのものもあるんじゃないかな、ということで、教科書会社によっては、ちゃんと教科書に問いもあって、さらに、経験と結びつけていくために、さらに深めて書かせるようになっているんですけど、非常に書く量が多い。それから、使う側からいっても道徳のノートと教材との読みものとの順番が違っているので、必ず道徳ノートは何ページを見なさいという指示が出ていて、非常に使いづらさも感じるかなという、そういう感想を持ちました。

【渡邊教育長】

中村委員、お願いします。

【中村委員】

今までの委員の方々が量のことをおっしゃっていましたが、私は質の面でもノートって難しいのかなって思いました。といいますのは、多くの会社が、親切にするとどんな気持ちになりますかっていうような問いを出しているんですけども、小学校一年生だったらですね、人に親切にしてあげたいなって思う気持ちはあると思うんです。だけど、親切にしたいけれどもできないときとか、ちょっと恥ずかしくて何か一步を踏み出せないとか、そういう葛藤とかあるいは、自分のことをちょっと優先してしまったというような思いがあると思うんです。そういう思いを出せることが、道徳の教育では大事だと私は思うんですけども、そういうものを、すっ飛ばした感じになってしまうのではないかというところが、ちょっとノートがあると難しいのかなって思いました。

【渡邊教育長】

それぞれ、御意見をいただきました。

今、低学年の教材を見てきたわけですけども、少し幅広く見た方がいいかと思しますので、ちょっと学年を変えてみたいと思います。中学年の方に移りますと、4年生で「雨のバス停」というものがあります。少し学年を上げて、今までいただいたような議論をもとに、また新たに考察を加えてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<教材閲覧中>

【渡邊教育長】

それでは、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】

先ほどから、量のことが結構問題になっていますけれども、ある会社はノートではなく活動の部分で、その場所には書けないんですよ、あまり。そうすると、テキストと、活動と、ノートの3冊を持ってこなければいけないということになりまして、忘れ物をしてしまいそうなどころがあるのかなというふうに思いました。

【渡邊教育長】

改めてノートのお話いただきましたけれどもいかがでしょうか。

濱谷委員、お願いします。

【濱谷委員】

教科書に附属したノートがついていても、やはり道徳のノートというのは、つくって、その時その時の自分が思ったこととか、あるいはお友達の言ったこととか、いろいろなことを書いたりしていくもののかなというふうに思うので、中村委員さんがおっしゃったように、この付属のノートプラスもう一つのノートが絶対に必要かなとちょっと思うので、付属のノートみたいなもの

はあまり、私としても必要はないのかなっていうふうにちょっと思っています。

【渡邊教育長】

ノート以外の面で、絵のつくりも違いますし、また、最後の手引きにあたるようなところ、考えようとかですね、それぞれ問いを投げかけているところも、いろいろ違うと思うんですね。ここでは規則について、あるいはルールというものについて考えさせる内容というのもありますけれども、子どもたちがいろいろ思考を巡らすうえで、友達と考えて行くうえで、先ほどいろいろと御意見いただきましたけれども、そういう学習展開をするうえで、教科書の投げかけなどが、どのようなものなのか。そういう点ではいかがでしょうか。

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

設問数が多いという、全般的に見て、設問数が多いという教科書があるんですけど、ちょっとそれはあまり多いと、45分の中で、それが確実にできるのかいうところも、疑問になってくるというところで、また、その設問を見ていると、お話の中で、その人はどういう気持ちになったのでしょうかとか、そういう、お話に関しての設問になってしまっていたりすることがあるので、本来聞く、本来考えたいところですね、例えば、この「雨のバス停留所で」というものであれば、決まりとかマナーとかそういうところを問いかけたいところなんですけれども、あまりそこにはいってないようなところが、よく見受けられるんですね。

【渡邊教育長】

設問のあり方についてのお話をいただきました。

前田委員おねがいします。

【前田委員】

設問についてですけれども、全体的に見て、決まりは何のためにという、ルールを守ることの大切さを問いかけている、社会生活全般についてという問いと、それから乗り物に限定して、乗り物のルールということで問いかけている教科書があるので、やはりその辺の違いがあるかなということと、それから挿絵がだいぶ有効だと思うんですね、この内容の場合。例えば、女の子の表情が最初の非常に明るくて、それからお母さんの注意を受けての表情や、お母さんの気持ちを表す横顔の表情とか、そういうものが非常に、内容を考えていく上で、効果的なものになっているかどうかという視点でみると、かなり差があるような気がしました。

以上です。

【渡邊教育長】

はい。決まりについて、考えさせ方の、どういう課題、といいたいでしょうか、問いを置いておくかによっても、思考の幅が違うんじゃないかというお話だったと思います。また、挿絵も、確かに力が入っている。各社いろいろ工夫をされて描かれていますけれども、特徴はそれぞれあるように思います。このあたり、これから採択していく上で、視点になるのかなというふうに思います。

吉崎委員、いかがでしょうか。

【吉崎委員】

改めて、45分でやりますので、余り書くところが多過ぎるのはどうかなという感じがします。各社見ますと、やはり道徳ノートをうまく使うっていうのは45分では難しいかなと、しみじみ感じました。やはり45分でやるんだということの意識はきちっと考えながら選んでいきたいなと思います。

【渡邊教育長】

それでは、今、中学年の4年生を見ましたけれども、もう一つ高学年を見て、もう少しまとめていきたいと思います。高学年では、「手品師」という教材がありまして、それは出版社によって5年生に掲載しているものと、6年生に掲載しているもの、違いがございますけれども、いずれも高学年ということで、「手品師」という教材を見ていきたいと思います。

【渡邊教育長】

この、「手品師」という教材は誠実ということをテーマにして、各社誠実に生きるとか、自分の心に誠実にとか、考えさせるような内容になっているわけですがけれども、これまで見てきたような視点で、それぞれまた考察をいただきたいと思います。

前田委員お願いします。

【前田委員】

「手品師」については、ほとんどの教科書が、誠実に明るい心で、という誠実に絡めて、自分の心に誠実に、誠実に明るい心で。会社によっては明るく生きるって書いてあるんですけども、その辺については、本当にこの「手品師」の教材が明るく生きるという道徳的価値があるのかなと、ちょっと疑問を感じるようなところもありまして、扱い方が違うなということを感じました。

【渡邊教育長】

ねらいをどういうように設定しているかによって違いがあるということですね。

濱谷委員は、いかがでしょうか。

【濱谷委員】

これについては、手品師の気持ちと、それから男の子の気持ちというか、両方なんとなく深くきつとみんなが感じるかなというふうに思うので、ただ全体的に明るいという、前田委員さんがおっしゃったように、最終的には皆が誠実になれば世の中が明るくというのかもわからないけれど、この題材の中ではやっぱり、誠実に相手のことを思ったらどうしていくかとか、自分だったらそういうときどうするかなとか、その子その子によって全然違う考えが出てくるかなというふうに思うんですよ。ですから、そういうところを深くみんなで考えていくような教材かなというふうに思いました。

【渡邊教育長】

この手品師には、すごい葛藤の場面が描かれていますよね。
中村委員お願いします。

【中村委員】

今、教育長がおっしゃったように、手品師は、葛藤が大事だと思うんですね。ところが、ノートのように、コラムとか、孟子の言葉が出ており、プラスアルファで読まなければいけないものがあるんですね。その言葉自体は、たとえば孟子の言葉というのは、すごくいい言葉が書いてあるんですけども、さらっと読んでしまったら意味がないような気がしますし、逆にそれを説明をしたら45分ではとても終わらないという気がします。手品師の思いとか、本当に自分だったらどうするかということをして、クラスの人と一緒に、議論しあえるような授業を私は望んでいます。

【渡邊教育長】

なかなか盛りだくさんでつくられているんですけども、先ほどから、45分の中で終末のこともしっかりやるような道德をつくりたいというようなお話もありましたので、内容が多いということが、すごく工夫されてつくられているんでしょうけれども、本当にその、展開の難しさになってしまっているというふうなこともあるのかもしれないですね。

吉崎委員お願いします。

【吉崎委員】

私は道德の典型というものがこの「手品師」だと思うんですね。やはり価値葛藤といいますか、中村委員が言いましたけれども、葛藤場面なんですね。ジレンマともいうのですが。どちらともとれる状況で、正直に考えるならば、こんなに苦しい手品師がですね、いい話が来た時に、困った、寂しい子どもに手品やったんですけども、つつい約束したからといって、すぐにできるかと。だから、こういう子どもがいてもいいと思うんですね。手紙を書くとかですね、知り合いに頼んで、こういう事情で急に大事な仕事が入ってしまったので、とりあえず仕事のほうをさせていただくけれども、戻ってきたら君のために必ず手品をやるから、それまで申し訳ないけど待ってください、みたいなことを言う子もいてもいいと思うんですよ。生活と、ちょっと待つてほしいということですね。あと、この手品師みたいにですね、いい話は断って、困っている、寂しい子どもに、お母さんを待つてる子に手品をやるっていうのも、これも生き方としてあると思うんですね。人間というのは本来自分のために生きてるだけだけど、たまには人のためにやるのが、やっぱりかっこいいなって思う子がいてもいいし、両方あるよって思うんです。私は、両面であるためには、余り誠実にとかわれちゃうと出にくいってうかね、そんな感じをすごくこれで感じましたね。やっぱり、多様な本音が出たほうが議論というのはできて、その上で、じゃあ自分ならどうするんだということを考えていくんだと思うので。その点、引っ張りすぎの教科書もいくつかあると思って、私は感じます、非常に。

【渡邊教育長】

展開が難しいところもありますね。

小原委員お願いします。

【小原委員】

高学年になってくると、お話が、文字数が多くなってるくるんですね。そのときに、これだけの読む文字数があるものを読んだ上に、設問数が多いとか、ノートを使って、場合によっては、自分たちで演じてみようとかっていうとか、自分たちで書きましようとかっていうふうになると、かなり大変な45分になってしまうのかなという気がしています。なので、ちょっとノートってというのは、私の見る限りでは、このぐらいの学年になるとかなり難しい、使い方が。そういう気がしています。

【渡邊教育長】

それでは、今まで少し時間がかかってしまいましたが、3つの教材について、低中高とバランスよく見てまいりました。最終的な採択に至るに当たってですね、少し絞り込まないといけないということもあると思うんですけども、今、皆さんからいただいたお話、出された御意見からしますと、ノートについてはなかなか使うのに難しさがあるのではないかなというお話がございました。

そういう意味では、少し絞り込む意味では、今回皆さんの話では対象にならないという感じがしたのですがよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、まず絞り込む意味では、附属のノートがついている教科書については、この採択では対象からはずしていこうということで、考えを進めてまいりたいと思います。

それから、展開の中で設問数の話を初めからいただいておりますけれども、設問数ってどうでしょうか。多過ぎるのではないかというような御意見がありましたけれど、具体的には。

濱谷委員お願いします。

【濱谷委員】

これから道徳の授業が初めて始まっていくわけですが、一つひとつのお話の中には幾つかの、みんなにわかってほしい部分があるかなと思うんです。このお話の中では一つだけこれをわかってもらって、それについて話し合えばいいかなとか、書いてあるからって全部やるかっていうことでもなく、進めてもいいのかっていうふうには思ったりします。

それから、道徳の授業は算数とか、そういう答えを一つにしてそっちへ皆を、それがわかるようにするっていう授業ではないと思うので、みんながいろんなことを知ったり、いろんな人の意見を聞いたりという場面を多く作ってやればいいことなので、1年生だったらこういうことをテーマにしてるねって少しわからせて、進めてもいいし、授業のやり方次第かなっていうふうにも

思うので、多少の設問数、多くても3つぐらいだったかなって思うんですけども、幾つかある中で、このことについてはみんなどう思う、っていう感じで進められればいいことかなというふうに思うので、設問数を二つがいいとか三つがいいとかっていうのは私は考えないで見えていました。

【渡邊教育長】

設問について、先ほど前田委員からお話がありましたけれど、何かございますか。

【前田委員】

やはり本市が目指しているような、読む道徳から考えるようにする道徳へとなると、先ほど指導主事の方から国語と道徳の違いもありました観点からいうと、6つとか7つとかというふうな、余りにも本文の記述に沿って心情を追いかけているような問いを使っているのは、ちょっと国語すぎるかなという印象は受けました。

【渡邊教育長】

それでは、現段階で、これまでの協議を踏まえまして、委員の皆様からこの会社の教科書を採択していく方向で考えたいということで御意見いただきたいと思います。少し、1社になるか2社になるか、そこは、委員の皆様のお考え次第かと思えますけれど、今、お話をいただいている中で、この会社はどうだろうかという形で御意見いただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、濱谷委員お願いします。

【濱谷委員】

どの会社も、いいものが多いかなっていう、この教科書は全てがいいというのはなかなかないのかなというふうには思いましたけれども、これから初めて道徳が教科になり、皆やらなきゃいけないということになると、子どももですけど、先生方も進めていく上で、多少の戸惑いやら、進め方について勉強しなければいけない、というふうにも思うんですけど、ちょっとだけ最初に、こういうテーマで、この題材があるんだよという感じで、最後のほうに幾つかの「考えてみよう」みたいなものが書いてあって、あとは「つなげよう」というので、前にやったこの題材のところでもこういうことを取り上げていて、っていうのがあったり、こういう本にもこういうものが載っているよ、みたいなのがついていたりして、私としては光村図書の教科書が、最初に使うにはいいかなというようなことを全体を見て思いました。

【渡邊教育長】

それでは、小原委員よろしいですか。

【小原委員】

私はですね、子どもたちが使うので、挿絵などを考慮したりして考えて見ていくと、私は光文書院がよろしいかなというふうに思います。「手品師」のところでは、設問が多いんですけども、基本的に、文章の下にある設問というのは、気づきに近い、きっかけを与えるような感覚なのかなというように思っていて、終わった後に2つの大きな問いかけがあるので、使い方的には使いやすいのかなというように感じます。

【渡邊教育長】

それでは、中村委員よろしいでしょうか。

【中村委員】

お二人は1社を選べたようですけども、私は2社で迷っております。と言いますのは、一つは光村図書でして、それは読んでいて心に響く、心が動かされるというか、読んでじわっとくるような、本当に感動するようなお話が多いんですね。これがいいなと思うんですけど、ところが字が小さ過ぎたりとかして、ちょっと量も多いのかなという気もしてはいるんですね。もう一社は、学研がいいんじゃないかな、と思ったのは、これは最初あまり書いていないんですね。私はあまり方向付けをしないほうがいいと思いますので、最初にあまり書いていなくて、読んでいく中で子どもたちが考えたことを言い合って、それで「手品師」であれば誠実に生きることって大事だなんていうことを考えられるようになった方がいいと思いますけれども、ほかの会社は、どちらかというと先にいろいろ書いてありますので、書いていないのは2社であったんですけども、2社の中では学研が読みやすいのかなと思いました。ですから内容的には光村がすごく私はいいい思っていて、書き方、というか構成としては、学研がいいかなというところで、どちらがいいかなということを正直、悩んでいます。

【渡邊教育長】

それでは、前田委員お願いします。

【前田委員】

私も中村委員と同じで、2つ、それぞれ長所があるかなと思っております。

一つは、東書のほうで、やはり先ほども述べたように学習過程を重視するという意味からいって話し合いを中心に、主体的に学ぶに関して、巻頭に学習の進め方や巻末に学習の振り返りが設けられていて、非常に学習過程を重視している編集になっているかな。それから、もう一つは私たちのまち川崎、郷土愛という意味では、タマゾン川など、おさかなポストなど、川崎に関する資料などもありまして、また、いじめ防止に関しても取り上げ、投げかけを書いて、主体的に学ぶ考える、促す工夫がされていて、いいかなというふうに思いました。

もう一つは、光村のほうで、全学年を通じて、各学年の巻頭詩で「みんな生きている みんなで生きている」というテーマを設定しているところが、大変印象に残っています。また、川崎市

の目指すものとして、人権教育。有効に活用できる6年生の世界人権宣言から、そういうものがある、光村も川崎市のめざす教育にはいいのかなと、以上2社です。

【渡邊教育長】

それでは、吉崎委員をお願いします。

【吉崎委員】

私は学研がいいと思っております。理由はですね、一つは中村委員と一緒に、最初にですね、道徳的価値は書かない方がいい。ここは書かなくて、領域だけが書いてある。その方が多様な意見が出てくると、巻末の学習の手引きも基本は2つなんですね。ときおりいくつかあるんですが。一つは、登場人物の気持ちを読み、考えるということと、自分ならどうしますかという、自分の意思決定を求められていますね。この2点ですね。教科書の方の方向付けをするよりもですね、教室の実態に応じて、議論が広がっていき、またいろいろあっていいと思うんですね。私は、やっぱり本音が出ない道徳は面白くないし、何か正解だけを求められているような道徳では何もかわらないと思うんですね。だから本当にですね、人間ってそんなにいいことばかり言えないよね、やらないよね、でも、こういうこともたまにあるといいよねっていう、そういう何かこう、素直さが出てくるってことが大事なのに、最初から誠実にとかわれちゃうと、これ、多分言えないと思うんですね、手品師でもなんでも。行かないで、むしろそちらの方の友達のリクエストに応じてですね、子どもところに、約束は伸ばしてもらうなんてことはなかなか言えないと思うんですね。本当は、そういうことが出てきた上で、人間って葛藤しながら考えるんだよねっていうのが基本とする道徳だと思うんですね。もうちょっと今回はいろんな教科書、方向付けし過ぎてるっていう、非常に残念だったんですね。その趣旨を明確に表しているのが学研です。考え議論し、多様な考え方の中から自分ならどうするかという点では、やっぱり、学研では、先生方にお任せしますよと。でも指導要領があるわけですからね、指導書に沿って考えてくださいということだと思うんです。

もう一点だけ言いますとですね、やはりいじめとかですね、情報モラルとか、特別支援、ユニバーサルデザインですね。そういう専門、いわゆる現代の課題が出ていますけれども、そのときに執筆者以外の本当の専門家が校閲しているかどうか、私見ました。これ、一番しっかりしているのが、学研です。その点でですね、きちっとした校閲が入っているかどうか、その領域の。その辺を見まして、私は学研を勧めます。以上です。

【渡邊教育長】

今、委員の皆さんからいただいたところだと、光村、光文、学研、東書という、4社の名前がありますので、この4社に絞った中ですね、採択を進めてまいりたいと思います。それでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

今、挙げられました教科書を特徴で見ますと、方向付けの在り方等についてのお話がありましたけれども、光村と光文が、同じようなつくりであって、また学研と東書がですね。方向付けということが先ほど委員からありましたけれども、学習の入り方が違っていたり、あるいは設問のつくり方などが、違っているのかもしれませんが。そういうような特徴を押さえていただいた上で、ただいまの4社の中から、御意見いただきたいと思います。先ほどまで共通する教材を見てまいりましたけれども、それ以外にも多くの教材、委員の皆様には、研究、調査をされていると思いますので、その中からですね、こういうところが優れているとか、こういうところは課題となるのではないかとか、そういう点から御発言をいただくとありがたいと思うのでよろしく願いいたします。

濱谷委員お願いします。

【濱谷委員】

どの教科書も、いろんなテーマというか、いろんなことをちゃんと網羅しているとは思いますが。どの部分のお話をとらえても、幾つかのことを指導できるという形にはなっているかなというふうに思うので、使い方次第かなというのを一番最初に思ってることです。先生方がこれからスタートして、しっかり研究されていろいろやっていかなければならないことなんだろうなっていうことを思うんですけど、これから、何しろスタートするわけですので、それぞれのお話のところちょっと進め方が書いてあったり、最後に子どもたちに、こういうこととこういうことと、という部分での確認というか、自分でどう思ったかをちゃんと考えてみようねみたいなことで、やっていけばいいのかなというふうにまず思います。ですから、最初に何も書いてないというのがいいっていうのは、すごく思うんですけども、道徳の教科が、多少進んで、数年たって、皆さんが道徳っていうのはこんな感じで、子どもたちもこんな感じで話し合いするんだっていうのが、しっかりわかるようになったら、私は全く書いてない教材で、みんなの思うことをしっかり話し合って進めていけるのかなというふうには思うんですが、何となく私はちょっとその辺が不安なので、最初はちょっとテーマが示してあって、読んで子どもたちが思うことをしっかり話し合えて、まとめていく、みたいな、でも一つの答えになるわけではないので、それはそれぞれの考えがしっかりわかったりすればいいかなというふうに思うんですけど、何となく何も書いてない教科書はちょっと不安が、私はあるので。

【渡邊教育長】

そういうことで、光村をとということですね。

吉崎委員どうぞ。

【吉崎委員】

若干繰り返すことになるんですが、書いてないっていうのは、領域だけが書いてあるんで、道徳的な徳目が書いてないんでね。例えば先ほどだったら誠実に、明るく、誠実に生きましよう、誠実とは何ですかってことが書いてなくて、あとで、手品師の気持ちはどうでしたかとか、葛藤場面ですね。あなただったらどうしますかって聞いて、そこから議論が進んでるんですね。つま

り、何かって、方向付けがあるかないかっていうことだと思うんですけど。方向付けがあると、なんかこう正しいことを言わなくちゃいけないんじゃないかってプレッシャーが働き過ぎるんじゃないかなっていうことも思いますね。それよりは、世の中っていろいろなやっばりあるよね。しかし我々は何を選んで行ったらいいかなというところが価値葛藤だと思うんですよね。だから、その辺のところですね、方向付けがあると、確かに指導する方は安心でしょう。道徳的徳目、価値があったほうがですね。しかしそれは、本当に議論する、自ら自分で考え、みんなで考えながら、多様な考えを入れて、という、そして、その上でいろいろな考え方があっても道徳はいいのかねというぐらいで終わる、というかな。そういう道徳のほうが、何か正解探しの道徳にならなくて済むんじゃないかなというふうに、私はすごく危惧してまして、先生も何かそんなような道徳になると、だから、国語と変わらないとか、私ずっとするものですから、あえて内容教材の光村の良さは知ってますが、それはちょっと字が細かいし、もうちょっとこうゆったりしたほうがいいかなという気もしまして、私は学研にしたんですけどもね。

【渡邊教育長】

入口の方向性のお話がありましたけれども、先ほどから、考え議論する道徳を、というようなお話もありましたので、終わりのところに学習の道筋とか手引きに当たるようなところもありますので、そこはちょっと見ていかないとですねいけないと思いますので、そのあたり御意見いただけるとありがたいと思います。

はい、前田委員どうぞ。

【前田委員】

私は、東書と光村を推した理由の1つは、やはり先ほどの川崎の道徳の授業で言葉を大切にしたいということ、お話ししたんですが、やはり、東書では、気づく、考える、話し合う、振り返る、まとめる、いかす、というような展開で、話し合いの約束とか、それから振り返りとか、夏休み前とか1年間を3つ、4つに分けて、振り返りもちゃんと設けて、そういう意味では、光村も同じように、巻末で話すことの発表の話し方だとか、それから、4つぐらいに分けて振り返りをいれるという学習過程を重視しているという。確かに光村は字が小さくて、ちょっと版が小さいので、ほかの教科書に比べると、特に東書と比べると見やすさとかですね、そういう点ではあるんですが、そういう言葉を大切にしているという点で、2つの教科書を推しています。以上です。

【渡邊教育長】

いずれも前田委員は言葉を大事にしているというお考えであるというふうに思います。

形、つくりの問題だけではなくて、先ほどからもお話がありますように、どういう内容の教材を盛り込んでいるのか、そのあたりも大きな考察の材料になるかというふうに思います。

中村委員どうぞ。

【中村委員】

全体的なところでちょっとお話ししたいんですけども。それぞれの教科書、本当にいろんな

教材が入っていて考えさせられるんですけども、私は光村の扉のところに、全部「みんな生きている みんなで生きている」ということが書いてあって、道徳の1年生から6年生までをとおして、共生、共育みたいなことを実感できるようなつくりになっていると思うんですね。これは、私は川崎の子にはわかってもらいたいです。自分を大事にしてもらいたいし、皆のことも大切にしてもらいたい。このことを、六年間通して、考えてもらいたいと思うと、やっぱり光村がいいかなという気がしています。それから六年生のところでは、人権のことが入っているんですけども、世界人権宣言から学ぼうということが書いてあります。例えば、いじめ問題で、いじめをしちゃいけませんという、ピンポイントで考えてもらってもしょうがないのであって、世界の中で、人権ってどういうものかっていうものを広い視野でそれぞれの問題をとらえていくことが大事なのかなと思いますと、光村はすごく視野が広い、教材の深みがあるのかなということをおもいました。

【渡邊教育長】

子どもに対するメッセージをずっと語られているのではないかというようなお話から、本市の教育との関連についてお話をいただきました。

小原委員は、光文ということでお話がありましたけれども、今、学習の方向性ですとか、展開の在り方についてのお話がありましたけれども、このあたり、今、先ほど整理したように、東書、学研のつくりと、光文、光村のつくりの、それぞれの共有性があるように思ったのですけれども、それぞれ、どのようにお感じになっていますか。

【小原委員】

設問に関しては確かに、光文、光村っていうのは、問いかける内容が似ているようなところがあるということですね。私が光文のほうがいいのではないかというふうに考えたところは、まず、一番最初に、光村の文字数の多さが、どうしても出てくるのかなということですね。これは、この大きさでなく、光文ぐらいの本の大きさになっているのであれば、もうちょっと違って来たんだらうというふうに感じています。おそらく文字も大きくなったでしょうし、もっと子どもたちにとっては読みやすくなるのかなという感じがしております。あと、手に取りやすい教科書という観点でいくと、どちらかといえば光文のほうが絵と、色使いや絵や写真やらっていうのがさまざまで、多く入っていますので、視覚的にとらえやすいついていう感覚はあります。その点で行けば、私は光文の方がいいのではないかというふうには考えていたんです。

【渡邊教育長】

はい、わかりました。

そうですね。はい、濱谷委員。

【濱谷委員】

教科書のサイズも本当に会社によって違うんですけども、光村の教科書につきましては、国語の教科書もこのサイズだったように思います。子どもたちにとっては、これが、教科書は小さくて字がどうかかっていうふうにはきっと思わないんじゃないかなというふうに、私はちよっ

と思いました。

【渡邊教育長】

その辺、見方が少し違うところがありますけれども。

もう少し何か推したいというような話がありますでしょうか。それとも、そろそろまとめていってよろしいでしょうか。

大分、多面的に御意見いただきまして、それぞれ推される教科書を言われましたけれども。確認しまして、濱谷委員は光村、小原委員は光文。中村委員、どうされましようかね、2社挙げられてまして。

【中村委員】

最初に問いが無い、余り細かいことは書いていないという点では、吉崎委員もおっしゃったように、学研がすごくいいなと思うんですけども、ただ、内容の深みから考えると光村なのかなって感じがいたします。

【渡邊教育長】

前田委員も2社、先ほど挙げられましたけれども、これまでの協議を踏まえてはいかがでしょうか、どちらを。

【前田委員】

私は東書でお願いします。

【渡邊教育長】

はい。

吉崎委員は。

【吉崎委員】

私は学研で。

【渡邊教育長】

そうしますと、光村を挙げられた方が二人。光文、東書、学研、それぞれがお一人という形になっておりますので、先ほど前田委員も東書に現在挙げられましたけれど、光村についての評価もされたということもありますので、これまでの協議を踏まえますと、本市におきましては光村という形で結論づけたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

【吉崎委員】

教育長はどうでしょうか。

【渡邊教育長】

私は、考えはありますけれども、一応、進行役に徹しておりますので。

委員の皆様のお話をいただいてですね、非常によく勉強していただいた、調査、研究していただいたことをありがたく思っております。また、本市の子どもたちの現状を踏まえた中で、どの教科書がふさわしいんだろうかという視点でそれぞれお考えいただいたということも、大変、道徳の教科書の採択の中ではよかったなということを改めて私も感じているところでございます。それぞれ出版社、よさを持っている中で大変採択には難しさがあったわけですが、皆様の思いが共通するところという形で、光村という形になっておりますので、私のほうもですね、この結論でよろしいのではないかとこのように思っているところでございます。

それでは、改めて採択をしたいと思いますが、議案第41号につきまして、光村図書の道徳「きみがいちばんひかるとき」、これを採決するというところでよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしということで、議案第41号はそのように採択をいたします。

【渡邊教育長】

それでは開始から2時間近く経過しておりますので、恐れ入りますが、後ろに時計がございますが、この時計で12時まで休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(11時50分 休憩)

(12時00分 再開)

議案第42号 平成30年度使用小学校教科用図書（道徳を除く）の採択について

【渡邊教育長】

それでは、会議を再開いたします。

「議案第42号 平成30年度使用小学校教科用図書（道徳を除く）の採択について」を行います。まず、説明を指導課長にお願いいたします。

【森指導課長】

よろしく願いします。

「議案第42号 平成30年度使用小学校教科用図書（道徳を除く）の採択について」を御説明申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年とすることが定められてお

ります。小学校につきましては、平成26年度に、平成27年度から使用する教科用図書についての採択替えを実施したことから、平成30年度に使用する教科用図書については、今年度と同一の教科用図書を採択するものとされております。

なお、昨年度、採択地区を4地区から1地区へ変更することについて神奈川県教育委員会へ要望し、要望どおり採択地区が変更されております。このため、今年度の採択におきましては、1地区として教科用図書を採択いたします。

採択地区が変更された場合は、関係法令に基づき、採択替えを行うことができることとされておりますが、本市におきましては、採択地区を変更する前の4地区で、地区により使用する教科用図書に違いはございません。平成30年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま説明をいただきましたが、この説明では、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、平成30年度使用教科用図書につきましては、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられているということでございました。これにつきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

特にないようでしたら、議案第42号は原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第42号は原案のとおり採択いたします。

議案第43号 平成30年度使用中学校教科用図書の採択について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第43号 平成30年度使用中学校教科用図書の採択について」でございます。説明を指導課長よりお願いします。

【森指導課長】

「議案第43号 平成30年度使用中学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

中学校につきましても、平成27年度に、平成28年度から使用する教科用図書についての採択替えを実施したことから、平成30年度に使用する教科用図書は、今年度と同一の教科用図書を採択するものとされております。平成30年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

ただいま説明いただきましたが、中学校教科用図書につきましても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、平成30年度使用教科用図書は、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられているとのことでした。これにつきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

特によろしいようでしたら、議案第43号につきまして原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第43号は原案のとおり採択いたします。

議案第44号 平成30年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について

【渡邊教育長】

次に、「議案第44号 平成30年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」でございます。説明を、指導課長よりお願いします。

【森指導課長】

「議案第44号 平成30年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

川崎高等学校附属中学校の教科用図書につきましては、公立の中学校で学校教育法第71条の規定により、高等学校における教育と一貫した教育を施すものについては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきまして、学校ごとに種目ごとに採択を行うものとされており、議案第43号とは別に採択を実施いたします。

なお、川崎高等学校附属中学校につきましても、平成27年度に、平成28年度から使用する教科用図書についての採択替えを実施したことから、平成30年度に使用する教科用図書は、今年度と同一の教科用図書を採択するものとされており、平成30年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただいたところでございます。川崎高等学校附属中学校の教科用図書につきましても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、平成30年度使用教科用図書は、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられているとの説明

でした。何かこれにつきまして御質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第44号は原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第44号は原案のとおり採択いたします。

議案第45号 平成30年度使用高等学校教科用図書の採択について

【渡邊教育長】

次に、「議案第45号 平成30年度使用高等学校教科用図書の採択について」でございます。説明を、引き続き指導課長よりお願いいたします。

【森指導課長】

「議案第45号 平成30年度使用高等学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

高等学校の教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の適用を受けないため、学校が教科用図書目録に登載されたものの中から、毎年度、使用する教科用図書を選定しております。

本市では、採択手続の適正化を期すため、選定に当たりましては、初めに各学校に設置された「校内検討委員会」において、各学校の特色や生徒の状況を鑑みて、教科用図書の調査研究を行います。この「校内検討委員会」は、教科ごとに全ての教員で構成する委員会でございます。

例えば国語で考えますと、国語という教科の中には、現代文、古文、漢文にかかわる教科書がありますが、それらにかかわる国語科の教員がグループを組んで調査研究する委員会でございます。こちらで調査研究を行い、「校内採択候補検討委員会」に調査結果報告書を提出いたします。

「校内採択候補検討委員会」のメンバー構成は、学校長を長とし、管理職や校内取りまとめ担当者、教科主任等を中心としたメンバーを学校長が任命いたします。そこでは、「校内検討委員会」が作成した報告書をもとに採択候補となる教科書を選定し、「教科用図書選定審議会」に提出する採択選定候補一覧を作成し、教科用図書選定審議会に提出します。この一覧には、各学校が採択候補として選定した教科書だけでなく、各学校が調査研究した全ての教科書についての調査研究の内容を示しております。お手元の議案が、教科用図書調査研究報告書及び教科用図書採択候補一覧でございます。

教科用図書採択候補一覧は、学校ごと及び全日制、定時制の別になっておりまして、一番上の表題には、「採択候補」、「教科区分」、「発行者の番号及び略称」、「教科書の記号及び番号」、「教科書名」、「学年」、そして当該学校で調査研究する観点項目として、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」となっております。

また、同時に、高等学校ごとに選任された調査研究員で構成される「教科用図書選定調査研究

会」において、全ての種目の教科用図書について調査研究をし、教科用図書調査研究報告書を作成いたします。この報告書も、教科用図書選定審議会において提出され、同審議会において調査審議し、最終的に教育委員会において教科書の採択を行うこととしております。

以上、議案第45号について御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

高等学校教科用図書の採択について説明をいただきました。ただいま説明がありましたように、高等学校の教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の適用を受けないため、毎年度、学校が教科用図書目録に登録されたものの中から採択を希望する教科用図書を選定するというところでございました。これまで、教科用図書選定審議会の審議結果、あるいは、補足意見や要望等があった場合には慎重に議論してきたところでございますけれども、今年度の状況についてはいかがだったでしょうか。何か少し教えていただければと思います。

【森指導課長】

審議会での協議内容についてでございますが、事務局から、資料の説明、教科用図書選定までの流れ、市立高等学校5校の特色などについて説明をさせていただきまして、その後に3つの分科会に分かれて意見交換がされております。分科会では、各学校が示している「目指す生徒像」、「身につけさせたい力」など、学校・生徒の実情・実態に即して候補の選定が行われていることを中心に、議論をいただきましたが、教育委員会における採択そのものに対する補足意見ですとか要望等の御意見は、特にはございませんでした。

以上でございます。

【渡邊教育長】

今、説明いただきましたように、審議会からは特に補足意見ですとか要望等、特になかったということでございます。これにつきまして、委員の皆さんから何か御質問等ございますか。

中村委員。

【中村委員】

ちょっとわかりにくいので教えていただきたいのですが、例えば1ページ目を見ますと川崎市立川崎高校の全日課程が載っているんですが、国語の教科書の一年生のところで3つ丸がついているのは、どういうことなのかちょっと聞き洩らしたかもしれませんが、教えていただけませんか。

【米倉カリキュラムセンター指導主事】

同じ科目で複数丸がついているものに関しましては、一つの学校に複数の学科があり、その学科ごとに違う教科書を使用したり、普通科において理系、文系で違う教科書としたりする場合があります。そのため、複数の丸がついております。

【渡邊教育長】

同じ教科、科目のところで複数ついているのは、そういう学科等について配慮した結果だというようなことをごさいますね。

それで、御質問等はよろしいでしょうか。

ほかの委員からはないようでごさいましたらば、ただいまの議案第45号につきまして原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第45号は原案のとおり採択いたします。

議案第46号 平成30年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）

議案第47号 平成30年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）

議案第48号 平成30年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

議案第49号 平成30年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第46号 平成30年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）」、「議案第47号 平成30年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）」、「議案第48号 平成30年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」、「議案第49号 平成30年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」の議案4件につきましては、いずれも特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の議案となりますので、議案4件につきまして、一括して審査したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしといたしまして、議案4件を一括して審査してまいります。

では、まず、議案第46号から議案第49号の議案4件の説明を、指導課担当課長にお願いし

ます。

【加藤指導課担当課長】

それでは、まずはじめに資料をごらんください。特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について、御説明させていただきます。

1をごらんください。教科用図書は、学校教育法第34条第1項に基づく文部科学大臣の検定を経た教科用図書（「検定済教科書」）、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（「著作教科書」）を使用しなければなりません。しかし、児童生徒一人ひとりの障害状況がさまざまであることから、学校教育法附則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書（「附則第9条教科用図書」）を使用することができとなっております。

次の2で、具体的に御説明いたします。

特別支援学校及び特別支援学級においては、(1)から(3)までの3種類の教科用図書が使用できます。

(1)は、学校教育法第34条第1項に基づく「検定済教科書」でございます。

(2)は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて文部科学省が作成した「著作教科書」で、国語、算数・数学、音楽の3教科がございます。特別支援学校用の教科用図書は、その需要数が少ないために民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集しております。

(3)は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書で、市販されております絵本等の一般図書や、当該学年よりも下の学年の検定済教科書、視覚障害のある児童・生徒のための検定済教科書の拡大版・点字版教科書でございます。

次に、3をごらんください。特別支援学校や小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の一覧表でございます。説明する議案ごとに該当する学校をお示ししたものでございます。

それでは、議案第46号から第49号まで一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第46号をごらんください。特別支援学校教科用図書（検定済教科書）の採択についてでございます。

1ページをごらんください。特別支援学校小中学部につきましては、小中学校同様の検定済教科書を使用して教育を行う場合、小中学校と同一の検定済教科書を採択するものでございます。小中学校は同一の教科用図書を採択する期間は4年とすることが定められているため、小学部につきましては、平成26年度に採択されたもの及び今年度採択された道徳の教科用図書を採択するものでございます。中学部につきましては、27年度、採択された教科用図書と同一のものを採択するものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。高等部につきましては、特別支援学校高等部用の教科書目録が作成されていないため、文部科学省発行の平成30年度使用「高等学校用教科書目録」から、学校における調査研究に基づき検定済教科書を採択するもので、8ページまでございます。

次に、議案第47号をごらんください。特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書（著作教科書）の採択についてでございます。

文部科学省発行の平成30年度使用「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」に登載され

ております教科用図書を、障害種別、小中学部別に一覧にしたものでございます。

1 ページをごらんください。主に聴覚障害の児童・生徒が使用いたします。上の表は、支援学校小学部及び小学校特別支援学級の自立活動において、言語指導と音楽の指導を行うための教科用図書でございます。下の表は、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の自立活動において、言語指導を行うための教科用図書でございます。

2 ページをごらんください。主に知的障害の児童・生徒が使用いたします。上の表は、特別支援学校小学部と小学校特別支援学級用の教科用図書でございます。下の表は、特別支援学校中学部と中学校特別支援学級用の教科用図書でございます。知的障害を有する児童・生徒の障害の程度は一律ではないために、教科用図書の学年指定は弾力化され、☆の数で学習内容の程度をあらわしております。

次に、議案第48号をごらんください。特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書（附則第9条教科用図書）の採択についてでございます。1 ページから49 ページまででございます。

附則第9条教科用図書は、児童・生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であるため、選定に当たっては、文部科学省発行の「平成30年度用一般図書一覧」と神奈川県教育委員会作成の「平成30年度使用神奈川県立特別支援学校採択教科用図書調査研究資料」の中から、それぞれ各学校で十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として、教育目標の達成上、適切な図書を採択するものでございます。

次に、議案第49号をごらんください。特別支援学校高等部教科用図書（附則第9条教科用図書）の採択についてでございます。

1 ページをごらんください。一覧表のとおりでございます。

以上、平成30年度に使用いたします、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択について御説明いたしました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいまは、議案第46号から議案第49号までにつきまして説明をいただきました。議案第46号から49号までにつきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

特に、ごらんいただいてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、採決に入りたいと思います。採決は議案一つずつ行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第46号について、原案どおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第46号は原案のとおり採択いたします。

次に、議案第47号について、原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第47号は原案のとおり採択いたします。

次に、議案第48号についてです。原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第48号は原案のとおり採択いたします。

次に、議案第49号についてですが、原案のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第49号は原案のとおり採択いたします。

6 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これもちまして終了といたします。

お疲れさまでした。

(12時23分 閉会)